

○長崎市契約規則

昭和39年4月1日

規則第26号

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第2章 一般競争入札（第2条—第17条）
- 第3章 指名競争入札（第18条—第20条）
- 第4章 隨意契約（第21条—第25条）
- 第5章 せり売り（第26条）
- 第5章の2 長期継続契約（第26条の2・第26条の3）
- 第6章 契約の締結（第27条—第39条）
- 第7章 契約の履行の確認（第40条—第45条）
- 第8章 雜則（第46条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本市が行う売買、貸借、請負その他の契約については、別に定めがあるものほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 本市の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札をいう。
- (2) インターネット公有財産売却システム入札 本市と公有財産の売払いに係るシステムの利用につき契約を締結した事業者（以下「公有財産売却システム事業者」という。）の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札をいう。
- (3) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第

1項に規定する電子署名をいう。

- (5) 電子証明書 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。
- (6) 電子見積り 第1号に規定する電子情報処理組織を使用する見積りをいう。
- (7) 電子契約 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合の契約をいう。

第2章 一般競争入札

(参加者の資格)

第2条 市長は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号に掲げる者を参加させることができない。この場合において、同項第3号に規定する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号中「指定暴力団員」とあるのは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員」と読み替えるものとする。

2 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量について不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第3条 市長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を要件とする資格を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により資格を定めたときは、速やかに告示するものとする。

第4条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

(公告)

第5条 市長は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）に係るものを一般競争入札に付そうとするときは、第3項に掲げる事項をその入札期日の前日から起算して10日前までに公告する。ただし、急施を要する場合においては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項第3号に規定する工事を除き、入札期日の前日から起算して5日前までとすることができる。

2 市長は、建設工事以外に係るものを一般競争入札に付そうとするときは、次項に掲げる事項をその入札期日の前日から起算して5日前までに公告する。ただし、急施を要する場合においては、入札期日の前日から起算して3日前までとすることができる。

3 前2項の公告は、長崎市公式規則（平成2年長崎市規則第5号）第2条の規定にかかるらず、公告の年月日及び市長名のほか次に掲げる事項を記載し、本市のホームページに掲載する方法により行うものとする。

- (1) 入札に付そうとする事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他必要な事項

(入札保証金)

第6条 一般競争入札に付する場合（次項に規定する場合を除く。）においては、入札に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額（単価契約にあつてはその者の見積る契約単価に予定数量を乗じて得た額、法第234条の3に規定する契約（以下「長期継続契約」という。）その他翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は経常的な役務の提供を受ける契約にあつてはその者の見積る契約金額を1年当たりの額に換算した額）の100分の3以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。

- 2 公有財産の売払いに關し、インターネット公有財産売却システム入札により一般競争入札に付する場合においては、入札に参加しようとする者をして、当該入札に係る予定価格の100分の10（その額が10万円を超えるときは、10万円）以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
 - (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 一般競争入札に参加することができる資格を有する者で、その者が国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したもののうち過去2箇年の間に履行期限を迎えたものを全て誠実に履行したとき。
 - (3) 一般競争入札に参加することができる資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 4 市長は、前項第1号の規定により入札保証金を納めさせないと認められるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証書を提出させなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第7条 前条第1項及び第2項の規定による入札保証金の納付は、長崎市会計規則（昭和39年長崎市規則第21号）第2条第1項第1号に規定する有価証券の提供又は銀行若しくは市長が確実と認める金融機関の保証（インターネット公有財産売却システム入札により一般競争入札に付する場合にあつては、公有財産売却システム事業者の保証を含む。）をもつて代えることができる。

（入札保証金の還付等）

第8条 入札保証金（前条の規定によりその納付に代えて提出された有価証券を含む。第10条第1項を除き、以下同じ。）は、開札が終了したとき、又は本市の都合により入札の執行を延期し、中止し、若しくは取り消したときに還付する。ただし、落札者に対し

ては、契約保証金を納付する際に還付する。

2 落札者の入札保証金は、契約保証金に充てることができる。

(予定価格)

第9条 入札を執行する者は、一般競争入札に付する事項の価格を仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載した予定価格書（第1号様式）を封書にして、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、あらかじめ予定価格を公表するときは、予定価格を電子入札システム（電子入札に関する事務の処理を行う情報処理システムをいう。以下同じ。）に登録することをもつて代えるものとする。

2 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う請負、製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引きの実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札書の提出等)

第10条 一般競争入札に付する場合には、入札書（第2号様式）を指定の日時までに指定の場所に提出させなければならない。この場合において、第6条第3項第2号又は第3号の規定に該当する者以外の者に対しては、納付に係る入札保証金の領收証書等の提示を求めなければならない。

2 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出させなければならない。

3 入札しようとする者又は前項の代理人には、当該入札に対する他の入札しようとする者の代理をさせてはならない。

(電子入札等における入札書の提出)

第11条 前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める入札書を提出させるものとする。

(1) 電子入札により一般競争入札に付する場合 入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録であつて電子署名が行われたもの及び当該電子署名に係る電子証明書

(2) インターネット公有財産売却システム入札により一般競争入札に付する場合 入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録

2 前項の場合において、次の各号に掲げる入札書は、当該各号に定める電子計算機に備えられたファイルへ記録された時に本市の指定する場所に提出されたものとみなす。

(1) 前項第1号に定める入札書 本市の使用に係る電子計算機

(2) 前項第2号に定める入札書 公有財産売却システム事業者の使用に係る電子計算機

3 第1項第1号の規定にかかわらず、特別の理由により市長がやむを得ないと認める者については、別に定める方式により提出させるものとする。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のないものが入札をしたとき。

(2) 入札に関する条件に違反したとき。

(3) 入札者が同一事項について2通以上の入札をしたとき。

(4) 2人以上の者が入札を代理したとき。

(5) 入札者が他の入札者の代理をしたとき。

(6) 入札者が連合して入札をしたとき。

(7) 入札に際し、不正の行為があつたと認められるとき。

(8) 第10条第1項に規定する入札書に記名押印のないとき（電子入札又はインターネット公有財産売却システム入札による入札にあつては、前条第1項に定めるところにより入札書が提出されないとき）その他必要な記載事項を確認できないとき。

(9) 入札保証金が所定の額に達しないとき。

(入札の排除等)

第13条 入札者のうち、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、この者の入札を排除し、及び入札場外に退去させることができる。

(1) 入札に当たつて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる者

(2) 入札者がその場所で契約を締結することを妨げた者

(落札者への通知)

第14条 落札者の決定をしたときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができますの場合の手続等)

第15条 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札した者の当該入札に係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、又はその者と契約を締結することが公正な取引きの秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認め、その者を落札者としないで、予定価格の制

限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、最低の価格をもつて入札した者を落札者とするときは、意見を付した文書により上司の意見を求めて落札者を決定しなければならない。

- 2 前項の規定により落札者を決定したときは、最低の価格をもつて入札した者で落札者とならなかつた者に、必要な通知をするとともにその他の者にも落札者が決定した旨を通知しなければならない。
- 3 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて入札した者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることができる。

(最低制限価格)

第16条 前条第3項に規定する最低制限価格を設ける場合には、第9条の規定により決定した予定価格の3分の2から10分の9.3までの範囲内において定めるものとする。

- 2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、第9条第1項の規定による予定価格書に併記しなければならない。ただし、同項ただし書の規定による登録をしたときは、最低制限価格を電子入札システムに登録することをもつて代えるものとする。

(再度公告入札の公告期間)

第17条 市長は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、建設業法施行令第6条第1項第2号及び第3号に規定する建設工事に係るものを除き、第5条の規定による公告の期間を3日までに短縮することができる。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札に参加する者の資格)

第18条 第2条の規定は、指名競争入札に参加する者の資格について準用する。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他市長が定める契約について、あらかじめ契約の種類及び金額に応じ、第3条第1項に規定する事項を要件とする資格を定めるものとする。

- 3 第3条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(指名競争入札に参加する者の指名等)

第19条 市長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、なるべく3人以上の者を指名するものとする。

2 前項の場合においては、市長は、第5条第3項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に通知するものとする。

(準用)

第20条 第6条から第16条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第4章 隨意契約

(随意契約の限度額)

第21条 政令第167条の2第1項第1号の規定に基づき随意契約によることができる契約は、次に掲げる額以下の額の予定価格の契約とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(随意契約によることができる場合の手続)

第22条 政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により、随意契約による契約を締結しようし、又は締結した場合の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(見積書の徴取)

第23条 随意契約によろうとするときは、電子見積りにより見積書を徴する場合を除き、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者の見積書をもつて代えることができる。

- (1) 1件の予定価格が20万円（修繕に係るものにあつては、30万円）以下のとき。
- (2) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定されるとき。
- (3) 政令第167条の2第1項第3号に規定する契約をする場合であつて、相手方を特定

することがやむを得ないと認められるとき。

- (4) 急施を要し、2人以上の者から見積書を徴する暇がないとき。
- (5) 特定の者と契約することが有利と認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 季節がある生産物又は腐敗のおそれがある物件で見積書をとる暇がないとき。
- (2) 新聞その他の定期刊行物又は例規集等の追録を購入するとき。
- (3) 価格、送料等が表示されている図書を購入するとき。
- (4) その価格が公定されているものであるとき。
- (5) その他特別の事情があると認められるとき。

3 電子見積りにより見積書を徴する場合は、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成させ、提出させるものとする。この場合において、当該見積書は、本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された時に提出されたものとみなす。

(予定価格書の作成)

第24条 隨意契約による場合は、あらかじめ第9条の規定に準じて予定価格書を作成しなければならない。ただし、前条第2項各号のいずれかに該当する場合及び契約の予定価格が第21条各号に定める額以下の場合については、この限りでない。

(準用)

第25条 第2条及び第3条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、市長が特別の理由があると認める随意契約の場合については、この限りでない。

第5章 セリ売り

第26条 市長は、動産の売払について、セリ売りに適していると認めるときは、セリ売りに付することができる。

2 第2条から第8条までの規定は、前項の場合に準用する。

第5章の2 長期継続契約

(長期継続契約を締結することができる契約)

第26条の2 長崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年長崎市条例第2号。以下「長期継続契約条例」という。）第1号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる物品を借り入れる契約とする。

- (1) 家具、電気機器及びガス機器
- (2) 事務機器及び通信機器

(3) 医療機器

(4) 車両

(5) 簡易建物（不動産を除く。）

(6) 機械及び装置

2 長期継続契約条例第2号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる役務の提供を受ける契約とする。

(1) 建物清掃業務

(2) 学校又は認定こども園の給食に係る調理業務

(3) 受付案内業務

(4) 戸籍、住民基本台帳等に係る窓口業務

(5) 要介護認定窓口等業務

(6) 市税等の収納に係る業務

(7) 基幹系業務システムに係る電子計算機操作業務

(8) データ入力業務

(9) 診療報酬請求・点検業務

(10) 運搬業務（第21号に規定する業務を除く。）

(11) 患者輸送船運航業務

(12) 人的体制による施設警備業務

(13) 施設等運転管理業務

(14) 庁舎営繕等業務

(15) 高齢者世話付住宅に係る配食サービス業務

(16) 設備の保守点検業務

(17) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者就労支援事業及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「生活支援法」という。）による生活困窮者就労準備支援事業の実施に係る業務

(18) 生活保護法による被保護者健康管理支援事業の実施に係る業務

(19) 生活支援法による子どもの学習・生活支援事業の実施に係る業務

(20) 生活支援法による生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の実施に係る業務

(21) 廃棄物の収集運搬又は処分業務

(22) 給与及び福利厚生に関する業務

- (23) 機械設備による施設警備業務
- (24) 機器設置による建物白蟻防除業務
- (25) 緊急時通報訪問介護業務
- (26) インターネット映像配信業務
- (27) コールセンター業務
- (28) 道路清掃業務
- (29) 野母崎診療所医事業務
- (30) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣業務
- (31) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域包括支援センターの運営に係る業務
- (32) 長崎市地域生活支援事業実施規則（平成18年長崎市規則第94号）による相談支援事業の実施に係る業務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域活動支援センターの運営を併せて実施するものを含む。）
- (33) 前項各号に掲げる物品を借り入れる契約に係る保守点検その他維持管理に関する業務
(長期継続契約の期間)

第26条の3 前条第1項に係る長期継続契約を締結する場合における契約の期間は、借り入れる物品の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）に1.2を乗じて得た年数（その年数に1年未満の端数があるときは、その端数を1年として計算した年数）以内とする。

2 前条第2項に係る長期継続契約を締結する場合における契約の期間は、同項第1号から第22号までに係るものにあつては3年以内、同項第23号から第32号までに係るものにあつては5年以内、同項第33号に係るものにあつては当該物品を借り入れる契約の期間内とする。

第6章 契約の締結

(締結の期限)

第27条 第14条の規定による通知をしたとき又は随意契約若しくはせり売りにより契約の相手方の決定をしたときは、当該通知又は決定をした日から7日以内に当該落札者と契約を締結しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その期限を延長することができる。

2 落札者が、前項の期限までに契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（第7条の規定によりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、本市に帰属するものとする。

（契約書）

第28条 契約を締結するときは、次に掲げる事項を記載した契約書（電子契約にあつては、当該電子契約に係る契約内容を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限又は履行期間
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除
- (9) 危険負担
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) その他必要な事項

2 契約は、契約の当事者がともに当該契約書に記名押印又は電子署名をしなければ確定しないものとする。

3 市長は、契約書に関し必要があるときは、その標準となるべき書式を別に定める。

4 前項の書式が定められたときは、当該書式に準拠して契約書を作成するものとする。

第29条 前条の規定にかかわらず、建設工事に係る契約（建設工事に係る業務委託の契約を含む。以下同じ。）及び長期継続契約条例に基づく契約以外の契約で次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が第21条各号に掲げる金額以下の契約（単価契約を除く。）をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けるとき。

(5) 電気事業者、ガス事業者又は水道事業者から電気、ガス又は水の供給を受けるとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要ないと認めるとき。

(請書の徴収)

第30条 市長は、前条第1号又は第6号の規定により契約書の作成を省略する場合において、その契約が工事若しくは製造の請負契約（修繕の契約を除く。）のとき、又は第23条第2項第5号の規定により見積書の徴取を省略したときは、請書を徴しなければならない。

(変更契約書の作成)

第31条 第29条の規定により契約書の作成を省略した場合を除き、契約を変更しようとするときは、変更契約書を作成し、契約の当事者がともに当該変更契約書に記名押印又は電子署名をしなければならない。ただし、前条の規定により請書を徴した場合にあつては、変更契約書を作成し、又は変更請書を徴しなければならない。

(仮契約の締結)

第32条 議会の議決を要する契約（契約の変更を含む。）については、議会の議決を得たときに本契約を締結することを内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該仮契約の契約書は議会の議決を得たときに本契約の契約書とみなすものとする。

2 市長は、仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を仮契約の相手方に通知しなければならない。

(契約保証金)

第33条 契約を締結する場合（次項に規定する場合を除く。）においては、その契約の相手方に契約金額（単価契約にあつては契約単価に予定数量を乗じて得た額、長期継続契約その他翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は経常的な役務の提供を受ける契約にあつては契約金額を1年当たりの額に換算した額）の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 公有財産の売払いに関し、インターネット公有財産売却システム入札による一般競争入札の落札者と契約を締結する場合においては、その契約の相手方に当該入札に係る予定価格の100分の10（その額が10万円を超えるときは、10万円）以上の契約保証金を納めさせなければならない。

3 前2項の契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに該当する担保の提供をもつて代

えることができる。

- (1) 長崎市会計規則第2条第1項第1号に規定する有価証券
- (2) 銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律
(昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

4 契約金額を変更した場合においては、その割合により契約保証金を納付させ、又は還付することができる。

(契約保証金の免除)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とした履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行又は市長が確実と認める金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第3条、第18条及び第25条に規定する資格を有する者と契約（建設工事に係る契約を除く。）を締結する場合においては、その者が、国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したものうち過去2箇年の間に履行期限を迎えたものを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 物品の売買、貸借又は修理の契約を締結する場合において、契約の相手方が第3条、第18条及び第25条に規定する資格を有し、かつ、契約の履行をしないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 隨意契約（建設工事に係る契約にあつては契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと市長が特に認めるときに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (6) 他の法令に基づき延納が認められる場合において、連帯保証人を立てたとき、又は確実な担保の提供があつたとき。
- (7) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (8) 国又は地方公共団体と契約をするとき。

(契約保証金の還付)

第35条 契約保証金は、契約履行後に還付する。

(違約金)

第36条 本市と契約をした者（以下「契約者」という。）が契約の履行を遅滞したときは、当該履行を遅滞した日数に応じ、契約金額（既済部分又は既納部分がある場合は、当該部分に対する金額を契約金額から控除した金額）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の違約金を徴収しなければならない。ただし、天災その他の理由により市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の違約金は、契約代金を支払う際に徴収するものとする。
- 3 第39条第1項の規定により契約を解除したとき（第39条第1項第1号の規定による解除の場合は、契約者の責めに帰すべき理由があるときに限る。）は、契約金額（単価契約にあつては契約単価に予定数量を乗じて得た額、長期継続契約その他翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は経常的な役務の提供を受ける契約にあつては契約金額を1年当たりの額に換算した額）の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。ただし、契約保証金（第33条第3項の規定によりその納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）を本市に帰属させた場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第37条 契約者には、契約によって生ずる権利又は義務を譲渡承継させ、若しくは担保に供し、又は工事、製造若しくは供給を一括して他人に請負わせ、若しくは委任させてはならない。ただし、特別の理由により市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（契約の変更等）

第38条 市長は、必要があると認めるときは、契約者と協議して契約の内容を変更し、又は履行を中止させることができる。

（契約の解除）

第39条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当の理由がないのに契約履行の着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行につき不正の行為があつたとき。
- (4) 市長から監督若しくは検査を命ぜられた職員が法第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
- (5) 前各号のほか、契約者が契約事項に違反し、その違反によつて契約の目的を達する

ことができないとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、その旨を契約者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により契約を解除したとき（同項第1号の規定による解除の場合は、契約者の責めに帰すべき理由があるときに限る。）は、契約者の納付に係る契約保証金は、本市に帰属する。
- 4 第1項の規定により契約を解除したときは、既済部分、既納部分及び現場に搬入した工事用材料のうち、検査に合格したものに対しては、別に定める方法により算定して得た金額を支払つて、これを本市の所有とすることができます。

第7章 契約の履行の確認

（監督職員及び検査職員の指名等）

第40条 市長は、法第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員（以下「監督職員」という。）又は検査に当たる職員（以下「検査職員」という。）を置き、監督職員・検査職員指名簿（第3号様式）により指名するものとする。

- 2 検査指導室長が指揮監督をすることができる検査職員（建設工事に係る契約に係わる検査職員に限る。）のうち検査指導室に所属しない検査職員は、検査指導室長が必要と認めた場合に限り検査を行うものとする。

（監督職員及び検査職員の兼職禁止）

第40条の2 監督職員は、特別の必要がある場合を除き、検査職員を兼ねることができない。

（監督職員の一般的職務）

第41条 監督職員は、工事、製造その他についての請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等の作成をし、又は契約者が作成したこれらの書類を審査し、承認するものとする。

- 2 監督職員は、請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査を行う等の方法により監督し、及び契約者に対し必要な指示をするものとする。
- 3 監督職員は、その監督の内容及び指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。
- 4 監督職員は、監督の実施に当たつては契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督によつて知ることができたその者の業務上の秘密に属する事

項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査職員の一般的職務)

第42条 検査職員は、工事、製造その他についての請負契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。以下同じ。）のため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査するものとする。

- 2 検査職員は、物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認のため、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査するものとする。この場合において、物件の買入れの契約に係る検査の実施に当たつては、原則として、契約者に納品書を添付して当該物件を納入させ、かつ、検査しなければならない。
- 3 前2項の場合において、検査職員が必要があると認めるときは、取り壊し若しくは分解又は試験して検査をするものとする。
- 4 検査職員は、第1項又は第2項の規定による検査の実施に当たつては、契約者又はその代理人の立会いを求めなければならない。
- 5 検査職員は、第1項から第3項までの検査の結果、当該検査に合格しない部分があるときは、契約者をして指定した日までにこれを補修させ、又は改造させる等必要な措置を行わせ、再度検査をしなければならない。

(検査結果の報告)

第43条 検査職員は、前条に規定する検査を終了したときは、その結果を別に定める検査報告書により市長に報告しなければならない。

(検査報告書の省略)

第43条の2 前条の規定にかかわらず、請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であつて、当該契約金額（単価契約にあつては、契約金額に給付を受けた1回の数量を乗じて得た額とし、分割して給付を受ける契約にあつては、1回の給付に相当する額とする。）が100万円以下の契約に係るものである場合には、検査報告書を省略することができる。ただし、検査を行つた結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

(部分払)

第44条 市長は、給付の完了前において、工事若しくは製造その他についての請負契約に

係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合には、次に掲げる金額の範囲内で部分払することができる。

(1) 工事又は製造その他についての請負契約にあつては、既済部分に相応する請負代金
相当額×（9／10—（前払金額／請負代金額））

(2) 物件の買入契約にあつては、その既納部分に対する代価に相当する額

2 市長は、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあつては前項の規定にかかわらず、完済部分に対する代価の全額までを支払うことができる。

3 市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る契約（同条第5項の選定事業者が、同条第1項の公共施設等の建設後に本市にその所有権を移転した上で、当該公共施設等の運営等を行う契約に限る。）にあつては、前2項の規定にかかわらず、既済部分又は既納部分に対する代価の範囲内で部分払することができる。

（火災保険等）

第45条 契約者は、市長が必要があると認める建設工事に係る契約その他の契約について、仕様書、設計書等で定めるところにより工事目的物、工事材料（支給材料を含む。）等を火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。）に付し、当該保険証券等を市長に提出しなければならない。

第8章 雜則

（委任）

第46条 この規則に定めるものを除くほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（規則の廃止）

2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。

(1) 長崎市工事検査規則（昭和25年長崎市規則第32号）

(2) 長崎市契約条例施行規則（昭和26年長崎市規則第24号）

（経過措置）

3 この規則施行の際、現に旧長崎市契約条例施行規則の規定により締結している契約に

については、なお従前の例による。

附 則（昭和43年6月29日規則第35号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和43年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の長崎市契約規則の規定により締結している契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和45年12月25日規則第45号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第3条から第6条までの規定は、昭和46年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条、第5条並びに第6条の規定を適用して算定すべき延滞利子、違約金及び利子補給金でこの規則の施行の日前に締結された契約に係るもの額の計算については、その計算に係る契約を変更する場合を除き、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月31日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の長崎市会計規則、長崎市契約規則及び長崎市予算規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和49年6月26日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年6月28日規則第24号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和50年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則による改正前の長崎市契約規則及び改正前の長崎市会計規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和52年5月27日規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の長崎市契約規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和57年7月24日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年10月1日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月8日規則第57号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年8月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月15日規則第3号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月12日規則第31号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市契約規則に定める第4号様式による検査報告書は、当分の間、所要の調整をして、使用することができる。

附 則（昭和63年11月8日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月19日規則第8号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年7月24日規則第31号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成3年8月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第6号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎市契約規則の規定は、平成5年度分の予算から適用する。

(経過措置)

- 3 改正前の長崎市契約規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成9年3月14日規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の長崎市契約規則の規定により締結している契約については、なお従前の例による。

附 則（平成10年10月1日規則第88号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第24号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日規則第22号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月3日規則第10号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月19日規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月28日規則第34号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約から適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成14年7月8日規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年11月20日規則第126号）

この規則は、平成14年11月25日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の長崎市契約規則の規定により締結している契約については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月28日規則第160号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市契約規則第24条の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用する。

附 則（平成17年3月25日規則第38号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の長崎市契約規則第15条の規定は、建設工事に係る測量、地質調査等の業務の請負にあつては平成17年4月1日以後に、他の請負にあつては施行の日以後に入札に付そうとする契約について適用する。

附 則（平成18年3月17日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の長崎市契約規則第22条の規定に基づく手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年1月19日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月2日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市契約規則第36条の規定は、平成19年4月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市契約規則第23条の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市契約規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成21年3月23日規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市契約規則第5条及び附則第4項の規定は、この規則の施行の日以後の公告について適用し、同日前の公告については、なお従前の例による。

附 則（平成21年11月10日規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月19日規則第22号）

この規則は、平成22年3月19日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第48号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年1月7日規則第2号）

この規則は、平成23年1月17日から施行する。

附 則（平成23年6月29日規則第64号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年2月10日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第12条第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第26条の2第2項に規定する長期継続契約を締結するために必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成24年8月16日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月14日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第3項第2号の規定はこの規則の施行の日以後に入札に付そうとする契約について、改正後の第34条第3号の規定は同日以後に締結する契約について、それぞれ適用する。

附 則（平成26年4月2日規則第66号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第1項及び附則第4項の規定は、この規則の施行の日以後に公告する一般競争入札について適用し、同日前に公告する一般競争入札については、なお従前の例による。

3 改正後の第33条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月10日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の長崎市契約規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）第2条第2項第1号（新規則第18条第1項、第25条及び第26条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売り（次項において「一般競争入札等」という。）に参加しようとする者がこの規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の事実により同号に該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実によりこの規則による改正前の長崎市契約規則（以下この項において「旧規則」という。）第2条第2項第1号（旧規則第18条第1項、第25条及び第26条第2項において準用する場合を含む。）に該当すると認められる者については、なお従前の例による。

3 新規則第2条第2項第6号（新規則第18条第1項、第25条及び第26条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、一般競争入札等に参加しようとする者が施行日以後の事実により同号に該当すると認められるときについて適用する。

附 則（平成28年3月14日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の長崎市契約規則第26条の2第2項に規定する長期継続契約を締結するために必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成28年3月22日規則第14号）抄

（施行期日）

1 この規則中第1条及び附則第3項から第33項までの規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年7月14日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月14日規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の長崎市契約規則第26条の2第2項に規定する長期継続契約の締結に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成29年6月30日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月31日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月7日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月1日規則第7号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月30日規則第90号）

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和元年12月23日規則第126号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市契約規則第16条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に公告する一般競争入札について適用し、同日前に公告した一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月10日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第28条第1項の改正規定、第36条第3項の改正規定及び第39条第1項並びに第3項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月17日規則第102号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月26日規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第45号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年5月24日規則第47号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市契約規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）

以後に公告又は見積依頼を行い締結する契約について適用し、施行日前に公告又は見積依頼を行い施行日以後に締結する契約については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月21日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第45号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第9条関係)

予 定 價 格 書

年 月 日

職 名

氏 名

(印)

物件工事名

ただし、別紙の数量、規格寸法又は仕様書及び図面設計図書のとおり。

予 定 價 格	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
(入札・見積書比較価格)											

最 低 制 限 價 格	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
(入札・見積書比較価格)											

第2号様式(第10条関係)

入札書											
年月日											
(あて先)長崎市長											
住 所 商号又は名称 氏 名											
次のとおり入札します。											
入札金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
物件工事名											

第3号様式(第40条関係)

監督職員・検査職員指名簿